

平成31年第1回定例会

平成31年 2月14日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

議事日程

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 管理者発言
- 第 4 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 号 平成 3 0 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 6 号 平成 3 0 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 0 議案第 7 号 平成 3 1 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について
- 第 1 1 議案第 8 号 平成 3 1 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	中澤秀平君	2番	丸山保君
3番	大久保協城君	4番	湯井廣志君
5番	青木貴俊君	6番	山田朱美君
7番	岩崎和則君	8番	反町清君
9番	佐藤淳君	10番	冬木一俊君
11番	隅田川徳一君	12番	中島輝男君
13番	清水明夫君	14番	松本賢一君
15番	三澤望太君	16番	神田辰男君
17番	藤生善一君	18番	山崎恒彦君
19番	小屋淳君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	新井雅博君	組合事業統括 兼病院院長	石崎政利君
病院長補佐	塚田義人君	介護老人保健 施設長	河合弘進君
経営管理部長	三浦真二君	看護部長	田村幸子君
薬剤部長	小幡輝夫君	参事兼 総務課長	新井滋君
参事兼 企画財政課長兼 しらさぎ管理課長	中里光夫君	用度課長	五十嵐良宣君
医事情報課長	小林ゆかり君	課長兼 患者支援センター 事務統括	横坂政彦君
課長兼 研修管理センター 事務統括	酒井正子君		

事務局職員出席者

企画財政課 課長補佐	新井恵介	用度課 課長補佐	新井誠十郎
医事情報課 課長補佐	五十嵐哲二	経営戦略 室主任	浦部雄輝

総務グループ 櫻井 力 総務課主査 萩原 和美
リーダー

開会の挨拶

議長（青木貴俊君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成31年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、議案8件でございます。慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等まことにふなれな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

開会及び開議

午後1時25分開会

議長（青木貴俊君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成31年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（青木貴俊君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（青木貴俊君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において、11番、隅田川徳一君、14番、松本賢一君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（青木貴俊君） 日程第3、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井雅博君） 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

平成31年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、平成30年度の病院事業においては、新病院で新たに開設をいたしました回復期リハビリ病棟や緩和ケア病床は多くの患者さんにご利用をいただくことができました。また、患者支援センターの支援も軌道に乗ってまいりました。地域の皆さんの需要に応えられることができたというふうに考えております。今後も患者さん、地域の皆様方から頼りにされる地域の中核病院としての役割をしっかりと果たしてまいりたいというふうに思っております。

また、旧病院跡地でございますけれども、中心市街地にあり、市民も関心を大きく寄せているところでありますので、先月、関係職員を集めまして、4月以降の対応につきましての検討委員会を立ち上げさせていただきました。そういった準備を重ねて、新年度におきまして有識者あるいは市民の皆さんを加えての検討会を結成をいたしまして、いろいろとご協議をいただき、一定の方向性について市民からご提言をいただきたいというふうに思っているところでありますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますように、この席をかりてお願いを申し上げておくところでございます。

さて、本会議に提案をさせていただきます案件につきましては、組合各事業の平成31年度予算を初め8件の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第4 議案第1号

議長（青木貴俊君） 日程第4、議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、当組合が加入しております群馬県市町村総合事務組合より、規約変更に関する協議の議決依頼に基づくものであります。

内容につきましては、平成31年4月1日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を行うため、組合規約の変更が必要となり、地

方自治法第286条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第2号

議長（青木貴俊君） 日程第5、議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について提案の理由を申し上げます。

本改正は、公立藤岡総合病院事業部門、訪問看護ステーション事業部門、介護老人保健施設事業部門の3部門で構成されている組合全体の職員定数につきまして、現行の620人から650人に変更をお願いするものでございます。

改正内容の主な理由ですが、職員数につきましては、新病院における新しい業務の取り組み、国の医療制度改正への対応により、必要な人員配置を行う一方、事務職の退職者不補充や業務の効率化等により、可能な限り抑制しておりますが、職員定数の上限まで余裕のない状況にあり、今後の医療体制を組むに当たり、職員定数が支障となることが懸念されます。

また、働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規定が強化される

とともに、年次有給休暇を取得させることが使用者に義務づけられます。

医師の働き方改革においては、タスクシフト（業務の移管）が推進されており、その対応は医師以外の職種により分担して行うこととなります。このような中で、業務改善を行いつつ勤務負担の軽減を図るため、適正に人員配置をする必要があります。

当院の将来にわたる医療体制を見据えると、さらにチーム医療を推進し、複数の医療専門職が連携して、患者さんの状況に的確に対応した医療を提供する体制を充実させていくことが、医療の質や安全性の向上につながると考えております。

経営面では、増収を図るため診療報酬に適応していかなければならず、また地域のニーズに沿った医療を展開するにも、医療スタッフの充足が必須であります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 議案第2号について何点か質問をさせていただきます。

経営管理部長のほうから今回の一部改正について、るる説明がありました。おおむね理解はしているんですが、もう少し詳しく、こういうふうには法律が変わった。したがって、その部分をこうだ、そのことによって、この病院がこういうふうになるんだとか、医療サービスがこういうふうには充実するんだとかということについて、いただいた資料の中で見ると、看護・保健のところは21、薬剤師・医療技術のところは6、一般行政で2というふうな合計29名、31年度で新たに採用するということなんですけれども、個々の部門別に、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 暫時休憩いたします。

（午後1時37分休憩）

（午後1時38分再開）

議長（青木貴俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

参事兼総務課長（新井 滋君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

資料の職員数の推移のところでは平成30年4月1日の数字を見ますと、合計で610人という数字になっております。医師につきましては、31年度につきましては、まだ詳細もわからないんですけれども、看護師につきましては4月1日現在318名です。それで、30年度で定年退職者が8名いまして、31年度で21名採用していく予定でございます。

同じように、薬剤師・医療技術につきましても、4月1日現在134名で、

定年退職者が2人います。31年度6名採用していく予定です。一般行政は44名、4月1日現在でいまして、定年退職者が4名。

申しわけありません。職種につきましては31年2月1日現在の職種別の人数というのが1番目に書いてありまして、そちらのほうで、ごらんとおり下のほうで看護・保健というくくりになっているものが保健師で28名、助産師で14名、看護師で260名、准看護師で12名となっております。

それから、薬剤師・医療技術というくくりになっているものでいいますと、職種別にいいますと薬剤師で19名、放射線技師で22名、検査技師で19名、それから理学療法士27名、作業療法士16名、言語聴覚士6名、管理栄養士7名、臨床工学技士が7名、視能訓練士が2名、歯科衛生士2名となっております。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 質問がとても伝わってないんで、その辺は数字でみんな出ているんで、こちらも了解しているんですけども、何のためにふやす、それぞれの部門をふやす根拠とその目的は何なんですかというふうにお尋ねしたつもりなんですけれども、振り返ってみると、この病院を1つにしましょうということで、ずっとやってきたんですけども、過去を調べると、たしか平成15年のときが入院病棟と外来センターを分離して、一番3条予算のところの収入が低かったんですかね。そのときと比べると、ここ17年ぐらいの間で約24億8,000万ぐらい、この病院は3条予算のところの医療収入がふえているんですね。

当然そういうことですから、私も人数が若干ふえていくということについては十分自分なりに理解しているつもりなんですけれども、一緒にもう一度、再統合しましょうというときには、皆さんの側の説明は、医療機械等についても二重投資、この部分が少し是正されるんですよ。それから、人的な問題についても、1つにすることによって、例えば看護師さんのほうのローテーションとか、そういう部分についても若干無駄だとか、そういうことが省けるんですよ。したがって、どうしても、もう一度1つにしましょう。

一番大きなところは医師の確保。2つに分かれていたんでは先生が全く来たがらない病院になってしまっているんだから、どうしてもここを是正しないと、根本的な立て直しは無理だというふうな判断のもと、今日までやってきたような気がするんですけども、したがって、だから私はふやすのがだめだと言っているんじゃないんですよ。皆さんの側がそういうふうの説明してきたんだから、私はようやく1つになって、これで余り資料のようにどんどん右肩上がり職員数がふえていかななくてもいいのかなというふうに、ある意味では私の勝手な解釈なんだけれども、そういうふうに解釈していたものだから、その辺に

ついてどうなんですかということで、だから何と言いますかね、今後の職員の推移みたいなものをきちんと試算しているとすれば、その辺についても説明をしていただきたいというふうに思います。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） お答えいたします。

まず、ご指摘ありました統合という問題が1つございまして、2つの病院が1つになるというところで、どのぐらい効率性というのか、その辺になるのかというお話はうちのほうもさせていただいた経緯がございます。

実態につきましては、1.5キロ離れていたものが隣に移ったということが実際実態的なところでございます。というのは、外来機能はそのままでございますし、入院機能もそのままの状態で行っているわけで、確かに1.5キロというのが埋まった。それによって患者さんの動線であったり、医師を初めとする職員の移動といったものには、効率が悪かったところが解消されたというように認識しております。

しかし、職員の、隣になったから職員が削減できたのか。実際のところどうなんだという話も今ご指摘があったと思うんですけれども、統合前、実は平成26年から5年間で49名職員がふえております。ふえたところでいいますと診療部が実は5科ふえております、診療科が5年間で8名の医師が増員になっております。また、今回の建設に当たりまして、回復リハビリテーション病棟48床を開設いたしました。リハビリテーション、これはもう職員がリハビリを一日も早く社会復帰させるために頑張るわけなんですけれども、そこに計画的に23人ふやしてまいりました。患者支援センター、そこにも社会福祉士、看護師等ふやしてまいりました。

この地域に合った医療を提供するために、しかたないと言うんではおかしいんですけれども、充実した医療が提供できる、そういう体制をつくるためにふえてきたと、そのように思っております。

今後につきましてはであります。病院の理念でもあります患者本位の医療、これを念頭に置き、環境整備や診療報酬の改定など対応し、費用対効果を鑑み、職員の採用、検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） いただいた資料の2ページを見させていただくと、今、経営管理部長さんが語る説明したとおりで、いろいろな努力もして診療科もふやして、とにかく本当にどん底みたいのところから、全てのぜい肉をそぎ落としてきたというようなことは私もよく理解しています。

1つ救われるのは、当然先生がふえてくれないと困る。それ伴って看護師と

か技師だとか、これはふえるのは当然のことなんですけれども、一般行政職が数字を見るとふえてないんですね。これ本当にありがたいことで、受付なんかは医療事務の職員のところのほうに委託をして、まさに改善に改善を重ねてきたことなんで、私の希望としては最後までこの部分のスタイルを貫いていって、いろいろな意味で安定的な経営ができて、いつでも先端の医療機械を購入したり、いろいろなことができるような病院になっていただきたいということが目的なんで、そういうことも含めて、この病院で働く人の定数も、そういうことを考えていただいて、必要に応じて臨機応変にやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） これからの病院の方針ということもありますけれども、入院棟と外来センターの統合に当たっては、院内では平成20年からいろいろな機能再整備計画ということで考えてきたわけでありまして。これについてはハードの部分である新病院と、それからあとソフトの部分ということで、いろいろなプロセスですね、そういうところを改善してきたということでありまして。

それで、今まで行ってきた診療に対しては別に人員を増員したわけではなく、業務の改善、そういうところで対応してきたわけでありまして。そして、新病院開院に当たっては、先ほど経営管理部長等の話とも重複しますが、新規に診療科を開設したりとか、それから回復リハビリ病棟、それから緩和ケアセンター、患者支援センター、それからあと今、高度専門医療を提供するというところでチーム医療を推進する、そういった新規の新しい機能に対して人員を増員したというところでございます。

資料にもございますけれども、3ページのところの時間外勤務というところがあります。29年、30年上半期ということで、診療部以外は若干時間外の勤務も減っている状況で、これは院内で新病院に当たって各部門の業務のマニュアル、そして連携のマニュアルを全て見直ししたわけでございます。そういったことで、1つの効果として出ているんじゃないかというふうに思っております。

それから、あと資料にありますように4ページの全職員ということで、100床当たりの職員数、こちらを見ても、ほかの病院と比べても少ない人数で診療を行っております。実際にはそれほど多くなっていないということでございます。そういったところで、なるべくソフト面を改善して診療に当たるということをしております。

そして、今回、職員をふやしていただきたいというのは、先ほどあったよう

に働き方改革が施行されます。特に医師については、今1,900時間とか2,000時間とかという話もあるんですけども、5年後には800時間以内ということに縮小をしていかなければいけないと。そして、現状では医師は簡単に確保できるわけではございません。群馬県内では当院は比較的確保してきたつもりですけども、まだまだ不十分です。こういった状態で、働き方改革に対応するには、タスクシフトとかタスクシェアといったそういうことで医師の負担を軽減していくということになります。

このタスクシフトの一番多いところは、看護師であり、また薬剤師であり、検査技師、レントゲン技師、いろんな方面に仕事を分担してもらおうということになり、そういったことで、ほかの職種の採用も非常に重要になってくるのではないかと考えてございます。

そして、先ほどお話ししたんですが、医療が高度専門化してくるということで、チーム医療を推進していくことになり、チーム医療の推進のかなめは認定の看護師です。認定の専門看護師、この看護師は専従ということになります。専従ということになると、ほかの病棟の仕事から外れて仕事をするようになりますから、そういったところでも通常の仕事をする看護師の補充が必要になってくる。

それから、今、入院患者さんの背景を見ておきますと、高齢化が進んでいるということは、皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、認知症の患者さんや手足が不自由だとか、そういった患者さんが非常に多くなって、以前よりも非常に手のかかる患者さんがふえている。特に夜勤帯においては定数の看護師を配置していても、やはり転倒・転落とか、いろいろな医療事故が発生する。そういったところをやっぱり手厚くしていかなければ、患者さんの安全が保障できないということになってくる。そうしたことで、やはり人員をふやすということが必要になってくる。

そのほかにも、いろいろ理由がございましてけれども、病院の持続的な発展と、それから患者さんの安全に努めるということで、こういった提案をさせていただきました。

以上です。

議長（青木貴俊君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長(青木貴俊君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号、多野藤岡医療事務市町村組合職員定数条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(青木貴俊君) 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第3号

議長(青木貴俊君) 日程第6、議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長(三浦真二君) 議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について提案の理由を説明申し上げます。

人事院は昨年8月、国会及び内閣に対し、平成30年度の国家公務員給与について、民間給与との格差を解消するため、給料表の引き上げと勤勉手当の支給率の引き上げ等を主な内容とする勧告を行い、これに基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が昨年11月に改正されました。

また、当組合を構成する2市1町1村においても、国に準じて改正が行われました。

このような状況から、当組合におきましても、国に準じて所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容であります。第1条は、医師に支給される初任給調整手当及び宿日直手当の引き上げ、勤勉手当の支給率を0.05月引き上げるほか、給料表を平均0.2%引き上げるものであります。

また、第2条は、期末・勤勉手当の支給率の合計4.45月を、平成31年度から6月期と12月期で平準化し、それぞれ2.225月とするものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、第1条の初任給調整手当、宿日直手当及び給料表の改定につきましては平成30年4月1日、勤勉手当の支給率の引き上げは平成30年12月1日にさかのぼって適用するものとし、第2条の期末・勤勉手当支給率の平準化につきましては、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第4号

議長（青木貴俊君） 日程第7、議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、国の人事院規則の改正に伴い、夜間看護手当の支給額の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、第6条夜間看護手当の正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜、以下「深夜」は午後10時から翌日午前5時前の間をいいます。深夜において行われる看護等の業務に従事した助産師、保健師、看護師もしくは准看護師へ支給する手当のうち、「その勤務時間が深夜の全部を含む場合」の手当額を6,800円から7,300円に、「その勤務時間の一部が深夜の4時間以上である場合」の手当額を3,300円から3,550円に、「その勤務時間の一部が深夜の2時間以上4時間未満である場合」の手当額を2,900円から3,100円に、「その勤務時間の一部が深夜の2時間未満である場合」の手当額を2,000円から2,150円と、人事院規則と同額を増額し、また介護職員へ支給する手当では、「その勤務時間が深夜の全部を含む場合」の手当額を6,200円から6,650円と、今回の看護手

当の増額率と同様に改正するものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第5号

議長（青木貴俊君） 日程第8、議案第5号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第5号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3条の収益的支出で、第1款病院事業収益が増額補正となっております。医業収益におきましては8,650万3,000円の増額、医業外収益においては2,180万円の減額を見込み、合わせて6,470万3,000円の増額補正といたします。

収益的支出の第1款病院事業費用では、減額補正となっております。

医業費用におきましては、1億2,316万8,000円の減額、医業外費用においても2,440万円の減額を見込み、合わせて1億4,756万8,000円の減額補正となっております。

以上、まことに簡単でありますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第3条で示しておりますとおり、収入につきましては第1款病院事業収益で6,470万3,000円の増額補正であります。

第1項医業収益で8,650万3,000円の増額補正であります。主な内容といたしましては、入院収益で患者数は減少しておりますが、1日当たりの診療単価の増加により1億8,853万円の増額、外来収益では患者数減少により1億2,202万7,000円の減額となっております。

第2項医業外収益で2,180万円の減額補正です。主な内容といたしましては、企業債償還利息の確定に伴う市町村負担金の減額によるものとなっております。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用におきましては、1億4,756万8,000円の減額補正であります。

第1項医業費用で1億2,316万8,000円の減額補正です。内容といたしまして、給与費で1億4,839万8,000円の減額、材料費で1億2,500万円の増額、経費で6,000万円の減額、減価償却費で3,977万円の減額であります。

第2項医業外費用では2,440万円の減額補正であります。内容としましては、企業債借入利率の確定に伴う2,940万円の減額、消費税の計上によるものであります。

第6条におきましては、債務負担行為といたしまして、元号の変更に伴うシステム改修委託を追加させていただくものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 補正1号に対して何点かお聞きをいたします。

3条のところで約3億5,200万円ほどのマイナスということなんですけれども、この病院を1つにするんだったら、前の経営管理部長のたしか黒澤さんでしたっけ、いろいろと話をしている、前回というかな、十七、八年前にこ

れを分けたときに、先ほどもお話ししましたように大きな赤字を出した。平成14年か、14億6,700万円ぐらいの赤字を出して、次の年も7億幾ら出して、とうとう15年には資金ショートしたという経緯があるものですから、前の経営管理部長とは、この1年目の本年度30年度の数字が大事だよねというふうな話を経営管理部長と私よくしていました。何とかこの数字が3億円台でおさまればというふうな話もしていたものですから、今回3億5,200万円ほどということなんで、本当に院長先生を初め病院のスタッフの皆さんが頑張ってくれたんだなというふうに思っています。

1点だけお伺いをいたします。

26ページの雑損のところで、医療ミス等の損害賠償のために議会議決が必要のない金額500万円ということなんですけれども、このまま500万円が計上されていて、30年度どうもこの辺の支出がなさそうだというふうには思っているんですけれども、現在係争中のものだとか、あるいは調整中のものだとかはありますか。

議長（青木貴俊君） 総務課長。

参事兼総務課長（新井 滋君） 現在、対応中の医療事故、医療過誤ということで病院に過失があったものということでお答えさせていただきますけれども、4件未決の案件がございます。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） これは今調整中だということですから、それはどういうふうに結果が出るかわかりませんので、その辺のことはここで今聞いても仕方がないんですけれども、前回の議会でキャンサーボードの件について質問をしました。前年度2,100万円ぐらいの損害賠償費を払ったということなんですけれども、その中で院長先生の答えだとオペの回数は428ということで、キャンサーボードを開催した件数が年間で4回ということなんですけれども、るる先生のほうが来年度からは1カ月に1回というふうに法律なんですかね、医療法なんですか、いろいろなことが変わるんですよということなんですけれども、病院側はこのキャンサーボードの最も大事な目的は何だというふうに理解していますか。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） キャンサーボードについて、がん患者さんの治療方針とか患者さんのいろいろな環境、治療やケアにかかわるいろいろなところに対して多職種がかかわって方針を決定したりとか情報を共有する、そういうふうな形というふうに認識しております。

それで、前回、私のちょっと答えがまずかったのかどうかわからないんですけれども、キャンサーボードは病院全体で開催するものと、臓器別とか診療科

別で開催しているものがあり、それで臓器別、診療科別、これは毎週やっているわけです。したがって、手術患者に対しては、外科系では手術患者に対して毎週術前術後カンファレンスをやっております。それが実質的なカンサーボードで、そして、がん患者さんの中でも治療方針の決定が非常に難しいとか、あるいは家庭の事情とか、いろいろな環境で、ほかの職種がかかわって検討しなければならないときに全体として開くことにしています。それが今までは2カ月に1回ということでやっていたけれども、4月からは月1回のペースで開催します。そのほかにも我々のところは地域の先生方とカンファレンスを年2回やっているんですね。地域の先生方とのそういうカンファレンスもイコールカンサーボードということですから、そういうことをやっている。そして、がんの体制そのものに対しては、がんの診療委員会というのを別につくって、これは月1回開催しています。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 厚労省が示しているのは、一番短い周期では週に2回、どんなに長い周期でも2カ月に1回、これは法律で定まっているということじゃないみたいですね。基本的にこのくらいの頻度でということのほうでガイドラインを厚労省のほうで示しているようなんですけれども、目的についてはきちんとここに明記してあるんですね。適切ながんの治療の提供、それから療養生活の質の向上、それらを含めて個々の患者、家族にとって質の高いがん医療の提供、これが最終的な一番大きな目的なんだということなんですよ。四百数十件のがん患者さんに対して年間4回のカンサーボードということですから、じゃ1回百何十人もということにはならないんだと思うんだよね、先生ね。

先生が今言うように、それぞれのところで、いわゆるカンファレンスをしているから、それもカンサーボードに含めるんだという話なんだけれども、厚労省の指針では、きちんとカンファレンスとカンサーボードについては分けて考えているみたいなんですけれども、要は院長先生にということじゃなくて、病院にお願いしたいのは、この目的を、カンファレンスの目的をきちんと達成するには、カンサーボードでもカンファレンスでも、先生の言うカンファレンスでもいいんですけれども、どういうことがいいのかなって考えると、420何件の中では全くリスクがないという言い方は変ですけども、かなりローリスクのもの、それから場合によっては、かなりオペすること自体がハイリスクなんだということがあるんだと思うんだね。

だから、私は専門家じゃありませんからわかりません。何がハイリスクなのか。例えば極めて高齢なのか、あるいは複数の臓器に腫瘍があるんだとか、それ以外に持病が、がん以外の持病が幾つかあるんだとか、それは皆さんの側がきちんと判断すべきだと思うんですけども、そういった患者さんに対して、

きちっと主治医だとか外科系の医師だとか、内科系の医師だとか化学療法士だとか、その辺がきちんと集まって、この患者さんは来週手術なんだからどういう方法でやりましょうとか、そういったことをきちんと方針を決めて診療していただきたいんです。だから、ただ単にカンファレンスを厚労省が決めただけやればいいんだ、がん診療拠点病院を維持していくために最低限の回数をすればいいんだということではなくて、もう少しきめの細かいカンサーボードをやっていただきたい。逆に私はやるべきだというふうに考えているんですけども、その辺のことを来年度からぜひやっていただきたいというふうに考えているんですけども、どうでしょうか。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） おっしゃっているような内容のカンサーボードは毎週行っているところがございます。科別とか臓器別あるいは病棟別といっても、医師だけではなくて看護師とか、それからあと場合によっては放射線診断科の先生が参加したりとか、そういうあとリハビリ療法士とか薬剤師とか、いろいろな職種の人が参加して日々行っております。

そういうところでありまして、ただ病院全職員を一堂に会してというのは、なかなか病院の診療上やはり時間的な問題とかあったりしてできないところもあると思うんですよね。だから、標準的な診療ができるものについては各診療科とか臓器別でカンサーボードを行っています。対応が困難なものに対しては、やはり全体で検討しなければいけないといった患者さんについては、やはり全体でというふうな形で進めています。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） なかなか言っていることがちゃんと理解していただけないかな。

100%事故が起きないという保証はないと思うんですけども、前回の件だって明らかに高齢者なの。じゃ、こういうリスクがある、こういうリスクがあります。じゃ、それが起こったときに、バックアップ体制どうするんだとか何だといろいろなことをやっているんだ。本来だと私の感覚だと、そんな簡単にオペをして、どのくらい時間がもったのかわかりませんが、そんなに簡単に亡くなるようなことはないんだと思うんですね。明らかにこちら側のミスだから2, 100万円の損害賠償を支払ったと思う。私はそれが何度も言うようですけども、先生方も神様じゃありませんから、それは十分理解しているんですよ。でも、その辺のことをきちんと、今も係争中のものが4件なり何なりあるということですから、やっぱりその辺のことを1つでも減らしていくためには何が必要なのかということをよく検討していただきたいですよ。

いや、そんなことやっているんだよ、カンファレンスで毎週やっているんだと言われると、そこの席に私は立ち会っているわけじゃありませんから言いよ

うがありませんけれども、やっているんだとしたら何でそんな事故が起きたり、係争中のものが4件も5件も出てくるんだ。また、このわずか、29年から30年ですから1年の間にそういうものが出てくるんだという話になるんで、この1年で起きたのかどうかはわかりませんよ。それはもっと28年で起きているのか、そのまま調整しているんだということかもしれませんけれども、要は先生あれですよ、皆さんが見て何度も言うようだけれども、かなりこれはハイリスクだなというものについては、もう少しきめ細かなキャンサーボードとしていただきたいというふうに私はお願いしておく。それはできませんならできませんで構いませんよ。やっているならやっているで構いませんけれども、いろいろと死亡事故が発生しているわけですから、よくその辺のことを考えて、それは当然事故をゼロに近づける努力してもらわないと困るので、もう一度お願いします。そういうことのないように、ぜひもう少しきめの細かなキャンサーボードをやっていただきたいというふうに思います。

議長（青木貴俊君） 病院長。

組合事業統括兼病院長（石崎政利君） 医療事故については、そういうことが起こらないようにということで、ふだん努力しているところであります。そういうキャンサーボードとか医療事故にかかわるところは、今後も病院全体として取り組んでいきたい。キャンサーボードについても、そういうふうな目的がもちろんあって、私もそういうふうに理解しておりますので、その辺のところをしっかりと今後やっていきたいと思えます。

議長（青木貴俊君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第6号

議長（青木貴俊君） 日程第9、議案第6号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第6号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、第3条で収益的収入及び支出において予定額の補正をお願いするものでございます。

また、第4条は、議会の議決を必要な経費で職員給与費の補正に伴うものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議をいただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

第2条では、訪問看護ステーションの業務の予定量を変更するものでございます。理由といたしましては、診療報酬改定により単独で行われていた訪問リハビリテーションを病院事業で行うためでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の補正を行うものであります。収入では、第2款訪問看護事業収益で訪問リハビリテーションの病院事業への移行に伴いまして730万円の減額、支出につきましては、第1款介護老人保健施設事業費用で給与費の184万5,000円の増額、第2款訪問看護事業費用では1,532万5,000円の減額補正で、主に給与費の減額によるものであります。

第4条は、予算第6号の議会の議決を経なければ流用することができない経費で、給与費の減額に伴うものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結
いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号、平成30年度多野藤岡医療事務市町村
組合立介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、本案は原案
のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決さ
れました。

第10 議案第7号

議長（青木貴俊君） 日程第10、議案第7号、平成31年度多野藤岡医療事務市町村
組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第7号、平成31年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院
事業会計予算についてご説明を申し上げます。

平成31年は、10月に消費税増税が実施となり、その増税を鑑みた診療報酬
改定も10月に実施をされる予定になっております。今後も健全な経営のため
に努力を続け、地域住民の皆様に安全・安心な医療サービスを提供するとと
もに、藤岡地域の基幹病院としての役割を果たしてまいります。

第3条の収益的収入及び支出は、病院事業収益は114億3,184万
7,000円、病院事業費用は117億9,291万6,000円、事業収
支におきましては3億6,106万9,000円の赤字を計上いたしております。

次に、第4条では、公立藤岡総合病院資本的収入で、他会計負担金5億9,800
万7,000円、企業債2億円を合わせ、7億9,800万7,000円、公
立藤岡総合病院資本的支出は、建設改良費2億5,010万円、企業債償還金
12億6,914万円を合わせて15億1,924万円を計上いたしております。

以下、第5条から第7条までは所要の額を計上させていただいております。

以上、簡単ではありますが、提案理由とさせていただきます。慎重ご審議を
いただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、よろしく
お願いを申し上げます。

以上です。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてですが、公立藤岡総合病院における
入院の病床数394床、1日平均患者数333人、年間延べ患者数12万
1,878人、外来では1日平均患者数823人、年間延べ患者数19万7,610
人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款病院事業収益では114億3,184万7,000円、内訳といた
しまして第1項医業収益106億5,302万4,000円、第2項医業外収益
5億5,831万3,000円、第3項特別利益2億2,051万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は117億9,291万6,000円で、その内訳は
第1項医業費用113億8,758万1,000円、第2項医業外費用3億
9,883万2,000円、第3項特別損失5,503万円、第4項予備費100
万円でございます。主なものといたしましては、医業費用で給与費56億3,854
万5,000円、材料費26億5,450万円、経費18億1,285万円、
減価償却費11億9,666万円でございます。医業外費用では、3億9,883
万2,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第1款公立藤岡総合病院資本的収入で7億9,800万7,000円、内訳
は他会計負担金5億9,800万7,000円、企業債2億円でございます。

資本的支出は15億1,924万円で、その内訳は建設改良費で2億5,010
万円、企業債償還金12億6,914万円でございます。

病院事業会計の収支につきましては、病院事業では3億6,106万9,000
円の赤字予算となっております。

今後も地域住民の皆様に安定した医療を提供するため、職員一丸となり、さ
らなる経営改善を進めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎
重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、赤字予算調整に伴い、配付させていただきました経営改善計画につ
きまして企画財政課長より説明させていただきます。

議長（青木貴俊君） 企画財政課長。

参事兼企画財政課長兼しらさぎ管理課長（中里光夫君） それでは、経営改善計画についてご説明させていただきます。

まず、現状についてでございますが、平成29年11月に新公立藤岡総合病院が開院し、平成30年4月には歯科口腔外科及び形成外科を加え、27科の標榜をしております。入院機能につきましては、急性期に対応する病床とあわせ、地域包括ケア病棟と回復期リハビリテーション病棟を活用し、在宅復帰に向けての診療の強化を図っております。これまでに業務の委託化の推進や経営内容、経営方法の見直しによる経費の削減、ジェネリック医薬品の利用促進による薬品費の削減などを行ってまいりました。

収入増加確保としまして、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の開設により診療密度を高め、診療単価の増加を図っております。

今後の取り組みといたしましては、高齢者割合の増加に向け、救急医療体制の強化を図り、急性期に特化しつつ、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、訪問看護ステーション、介護老人保健施設を活用し、高度急性期、急性期につきましては、高崎・富岡地域との連携体制の強化を図ってまいります。

また、慢性期は、鬼石病院を初め地域の医療機関や市町村との連携により、地域住民が安心して生活できるよう医療から在宅介護までの一連のサービスを提供できるよう努めてまいります。

経営基盤の確立としまして、入院部門では回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の活用により、平均在院日数の短縮や効率的病床利用をすることで、また外来部門においては、紹介型外来として専門的な医療の提供をすることで収入の増加を目指してまいります。

費用の削減では、材料費や委託料等、引き続きの精査を行い、削減に努めてまいります。

研修、教育につきましては、資格取得や研修を積極的に実施して医療の質を高めるとともに、職員一人一人の目標管理、意識向上を図り、安全で安心な地域医療を提供できるよう努めてまいります。

地域包括ケアシステムでは、地域の医療機関や介護施設、藤岡市等との連携を深め、この地域の特性に応じたシステムの構築に参加してまいります。

以上、まことに簡単ではございますが、平成31年度経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 31年度の当初予算に対しまして質疑をさせていただきます。

まず60ページ、債務負担に関する調書ということで、今回新たに導入した

P E T - C T の保守業務委託費の関係なんですけれども、何度も申し上げますけれども、私素人で、えっ、こんなに高いというのが実感なんですけれども、保守点検業務の部分が1年間で1,650万円ほどかかる。何年ですか、29年11月から35年までで9,000万。あと5,000万も出せばC T が買えるじゃないかというような金額なんですけれども、この保守点検業務の内容、一体どんな点検をするのか、その点について詳細を説明してください。

それから、65ページの真ん中の流動資産のところの現金・預金のところで45億800万余りあるんですが、先ほど申し上げましたように15年のときにこれはマイナスになったんですね。17年ぐらいたって今現在40億ということですから、時間は短いんですけれども、まさに隔世の感があって、よくぞここまで頑張っていたというのが率直な実感なんですけど、たしか入院病棟のほうの繰上償還はまだ済んでないような気がするんですけれども、これにおおむねどれくらいの予算がお金が必要なのか。それから、どのタイミングでこれを繰上償還するのか。それから、何か聞くところによると、企業債を起すことも可能だというふうな話も聞くんですけれども、それについて説明をお願いします。

それから、その後この辺の数字が、これは毎年毎年変わるから、改めてこうだということを、雑駁でいいですから向こう5年間ぐらいの推移はどういうふうに見込んでいるのか、その辺についてもお願いいたします。

それから、70ページ。委託費の11億5,200万円、説明のところに医療機械器具の保守委託だとか臨床検査委託だとかって書いてあるんですけれども、この辺は読めばそのまま理解できるんですけれども、業務委託費、この業務委託費はどのようなものがあるんですか。それに対して委託費は、委託費の推移もお示してください。

それから、その他委託費というのは、これもどんなものが含まれるんでしょうか。

それと土壤環境調査委託費、これについても説明をお願いします。委託費の中で業務委託とその他委託と土壤環境委託についての詳細な説明を求めます。

それから、72ページ、4条予算のところなんですけれども、企業債の償還金については、建物の部分は5年据え置き30年でしたっけ、25年でしたっけ。そういう形で最初の5年間は利子だけだと。医療機械については1年据え置きの4年償還ということなんですけれども、これについても4条のところ、これからどんな医療機械を買うかで全く数字が変化してくるので、この辺もおおむねこのくらいということですのでいいですから、わかる範囲で5年ぐらいの範囲でお答えいただければというふうに思いますので、よろしくお願いま

す。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） 順番がちょっとずれてしまってもよろしいですか。

すみません、最初の企業債償還金の今後ということでちょっと説明させていただきます。最初72ページですかね。企業債の償還につきましては、平成30年度時点で見込みますと、建物が5年据え置き、25年の償還、機械が1年据え置き、4年の償還となっております。医療機器の償還が始まる平成31年度、これがピークになります。34年度までにかけて10億円台が続くと。35年度ぐらいからは8億円台になる見込みでございます。また、外来センターの建築、この病院のほうなんですけれども、その借り入れ償還が終わるのが44年度、それ以降は4億円台ぐらいに下がるんじゃないかというふうな見込みでございます。

委託のところでお答えさせていただきます。業務委託のところでよろしいですか。

業務委託で主なところでございますが、医療事務の窓口があったりするところ、清掃、それから患者給食、滅菌業務、それから寝具関係、それから感染性の廃棄物、洗濯業務、院内保育所、この辺が1,000万を超える業務委託となっております。

それから、その他の委託というところでご指摘があったと思うんですけれども、PCB、ポリ塩化ビフェニルですか、ちょっとすみません、PCBその変電器ですか、安定器ですか、それが法律によって34年度までに処理をしなくてはいけないというようなお話がありまして、これがまだ旧入院棟のほうに残っております。本当は30年度に処理をする予定でございましたが、なかなか順番が回ってこなく、来年度に予定をさせていただきました。これが2,100万。そのほかに今、清掃センターに運んでおります一般廃棄物、これも来年度からちょっと、そういった関係でございます。その辺が600万予定しております。

それから、土壌についてでございます。今回の土壌調査につきましては、環境基本法の第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に即した範囲検査とさせていただきます。検査項目につきましては、総水銀、ヒ素等の全29項目を行う予定でございます。

それから、PET-CTのところでしたかね。これにつきましてPET-CT確かにどういうメンテを行っているかという、まず24時間365日リモートで見させていただいております。それから、フルメンテは年2回は必ず行っております。高いというお話をいただきましたけれども、大分交渉させていただいた経緯はございますけれども、そのほかにも例えばPET-CTが

1, 650万でありますけれども、今回入れましたCTは2, 800万です。MRIも今回入れたやつは1, 700万でございます。それで、全体で今回29年度更新したり、新規に移転に伴いまして大型の医療機械を入れました。そのところの1年間の無償の期間が終わりまして、11月から契約を締結したわけでございますが、全部でその辺だけで新しい医療機械だけで1億3, 000万ぐらいの保守はかかっております。従前の機械と合わせますと医療機械だけで年間3億を超える保守料が支払われる形になります。

それから、キャッシュのところでございますが、現状44億から45億というところで推移してございます。一括償還は実際問題しておりません。そのところにつきましては、来年度から検討機会が始まるであろう跡地の問題につきまして、そのところと一緒に例えば解体であるということになると、一括償還とあわせた形で整備債というのが借りられるということでもありますので、それを利用していこうというふうに考えております。それにつきましては、現金のほうも40から45億ございますけれども、なるべくそこは減らさないで、そういった形でやっていければなというふうに思っております。

今後であります、試算をしていきますと、10年後の平成40年の時点では現金的には35億は下回らないではないかというふうな計画で今進んでいるところであります。詳細については、また年度年度、検討していきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 保守点検業務、PET-CT以外のCT、MRIで合計3億円というすごい大きな数字でびっくりしているんですけれども、最も高いのは365日24時間対応するというにお金がかかるんですかね。何かあれば夜中でも何でも飛び込むわけでしょう。だから、それはそういうことだとすれば、皆さんが購入するというときにいろいろな交渉をしてやってくれたということなんで、それについてはわかりました。

それから、4条のところの償還、31年間、来年度がピークということで来年度の当初予算を見て3条のところでも減価償却費の関係だとか、いろいろな関係があるんですけれども、前年並みの3億円台のマイナスということで、もっと私は年々若干ふえてくるかなというふうに思ったんですけれども、そうじゃなくて逆に32年になると10億円台が続いて、35年からは8億円台だとか、こっちの外来センターの償還が終われば4億、このとおりにいかないでしょうかね。当然どこかで何か壊れるとか、また新しい医療機械を買わなければということなんでしょうから、いずれにしても何度も申し上げますけれども、きちんとした経営をしていただいて、その先端の医療機械、これはきちんと購

入していってもらわないと困る。そういう意味で、そういうことをきちんと頭に入れて経営をしていただきたいというふうに思います。

それから、委託料の関係なんですけれども、おおむねわかりました。ただ1点、土壤環境調査委託費、経営管理部長さんはオブラートに包みながら、こんな調査なんですよということなんだけれども、これも随分前から経営管理部長さんといろいろな相談を話を聞いていまして、率直に言って医療廃棄物が入院病棟のどこかに埋まっている。それは皆さんだって承知しているんだと思います。

私も以前、退職した人だとか、もうかなり古くからこの病院にいる人に聞いてみると「おおむねあの辺だよね」、そういうふうに言っています。「1カ所ならいいんだけどね」、そういうふうにも聞いています。私は隠していてもしょうがないと思うんですよ、森友学園じゃありませんから。

この件については管理者に答弁していただきたいんですけれども、前の市長さんがサウンディング型市場調査とかという名目で1年間いろいろな提案をしていただいてやってきた。でも、現新井市長さんになって、これはこういうことじゃなくて市民をきちんと入れた形でのある意味での調査検討委員会みたいなものを立ち上げてやるという冒頭管理者の挨拶にもありましたから、それは当然、現の管理者の判断でやっていただければいいんだと思うんですね。

ただ、公の病院というか、特別地方公共団体ですか、ここは。後で変なものが埋まっていたとか何だとかということで新聞沙汰にならないよう、私は一刻も早く、一刻も早くですよ、31年度の当初予算が計上されれば一刻も早く調査をして、一刻も早くこの問題を処理することは賢明な判断だというふうに私は考えているんですけれども、管理者はどのようにお考えでしょうか。

議長（青木貴俊君） 管理者。

管理者（新井雅博君） 佐藤議員の質問にお答えさせていただきますけれども、私自身、管理者として、また藤岡の市長として、基本的には、あるものの事実というものを全てつまびらかに市民に公開をするということが私の基本といたしております。ですから、跡地問題につきましても、先月、そういった検討委員会を立ち上げる以前に、さまざまな現実の数字、先ほど出ました病院の償還金も含めて全てあらゆる案件について、検討委員会の市民、有識者に提出ができる書類をつくらせるために庁内に検討委員会を開いておりますので、現在の土壤についても事前調査をしっかりとする中で、そういった懸念があるということも含めて全てオープンにしようとしたしておりますので、ぜひご理解をいただくと同時に、引き続きのそういった意味でのご指導をいただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（青木貴俊君） 佐藤淳君。

議員（佐藤 淳君） 土壌調査ということなんですけれども、言葉では調査なんですよ。でも、実際にそこから医療廃棄物が多分出てくると思います。それは病院に勤めている方が「あの辺だよ。あの辺だよ」と言っていますから。だから、私は調査調査ということじゃなくて、当然それは最初に調査するんですよけれども、わかった時点で速やかに処理をしていただきたいということなんです。それが変なふうに長引いたり、調査の結果、余り影響はないだろうとかということじゃなくて、そういったものが出てくればきちんと処理してもらわないと困るので、ぜひそういう意味で調査の結果が出たら、その結果に対して適切な措置をお願いをしたいというふうに思います。

いろいろ質問しましたがけれども、いずれにしても病院理念である患者本位の医療、このことがきちんと確立されて、院長先生がおっしゃっていたようにこの地域の拠点病院としての使命がいかに発揮されるような病院になることを期待していますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長（青木貴俊君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号、平成31年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第8号

議長（青木貴俊君） 日程第11、議案第8号、平成31年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井雅博君） 議案第8号、平成31年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について提案理由の説明をさせていただきます。

介護老人保健施設事業会計は、高齢者の自立生活を支援する介護老人保健施設しらさぎの里、在宅での医療を支援する訪問看護ステーションはるかぜが、地域住民の皆様に安全、安心な医療・介護サービスを継続的に提供できるように平成31年度予算を編成をいたしたところであります。

第3条の収益的収入及び支出は、2事業会計で、収入は6億717万7,000円、支出は5億5,979万5,000円となり、4,738万2,000円の黒字を予算計上いたしております。

次に、第4条の資本的支出では、企業債償還金のほか、建設改良費のリース支払いとして2事業を合計をいたしまして5,379万3,000円を計上いたしております。

以下、第5条、第6条は所要の額を計上させていただいております。

以上、簡単であります。提案理由とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明をさせますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

以上です。

議長（青木貴俊君） 経営管理部長。

経営管理部長（三浦真二君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてでございます。介護老人保健施設における入所は、療養病床数80床、稼働率95%を想定し、1日平均療養者数76人、年間延べ療養者数2万7,816人、通所では、1日平均利用者数45人、年間延べ利用者数1万1,610人を予定するものでございます。

訪問看護ステーションでは、対象人員150人、年間延べ利用者数1万3,737人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入では、第1款介護老人保健施設事業収益で4億8,689万7,000円、内訳といたしましては、事業収益が4億8,408万3,000円、事業外収益280万4,000円、特別利益1万円でございます。

第2款訪問看護事業収益は1億2,028万円、その内訳として事業収益が1億1,998万円、事業外収益30万円でございます。

次に、支出について申し上げます。

第1款介護老人保健施設事業費用は4億8,605万6,000円で、その内訳は第1項事業費用4億7,410万円、第2項事業外費用1,185万3,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費10万円でございます。主なものといたしましては、事業費用で給与費3億3,452万3,000円、材料費3,520万円、経費4,485万円、委託費3,600万円ござ

います。

第2款訪問看護事業費用では7,373万9,000円で、その内訳は第1項事業費用7,342万9,000円、第2項事業外費用21万円、第3項予備費10万円でございます。主なものといたしまして、事業費用で給与費6,113万4,000円、材料費36万5,000円、経費953万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

第1款介護老人保健施設事業資本的支出は5,219万3,000円で、その内訳は建設改良費で339万円、企業債償還金4,880万3,000円でございます。

第2款訪問看護事業資本的支出は、建設改良費で160万円でございます。

介護老人保健施設事業会計の収支につきましては、介護老人保健施設事業では84万1,000円の黒字予算、訪問看護事業では4,654万1,000円の黒字予算となり、2事業合わせまして4,738万2,000円の純利益を計上しております。

今後予想される2025年の超高齢者社会においても、地域住民の皆様に安定した介護サービスを提供するため、職員一丸となり、さらなる経営努力を進めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（青木貴俊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（青木貴俊君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第8号、平成31年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（青木貴俊君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（青木貴俊君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第38条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（青木貴俊君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

管理者挨拶

議長（青木貴俊君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管理者（新井雅博君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

議員各位のご協力を賜りまして、全ての議案に対しましてご決定を賜りまして、まことにありがとうございます。心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

議員各位から賜りましたご意見、ご指摘に対しまして、しっかりと医療スタッフ、事務スタッフ受けとめまして、基本中の基本であります患者本位の患者様にとりまして安全で最高の医療を提供できるように、これからはしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

また、地域医療をリードする中核病院としての責務をしっかりと自覚をしながら、さらにこの地域の医療の進展に努めるとともに、病院経営につきましてもしっかりと健全経営に努めてまいり所存でありますので、引き続きの議会の皆様のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位のますますの活躍とご健勝を心より祈念申し上げて、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。お世話になりました。

閉会

議長（青木貴俊君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成31年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時12分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 青 木 貴 俊

署名議員 隅田川 徳 一

署名議員 松 本 賢 一